東宮切韻論考

上田正

一、成立時期

著者は三代実録に、「元慶四年（A・D・八八〇）八月三十日辛亥、参議従三位刑部卿菅原是善薨、（中略）撰東宮切韻二十巻」とあるに従うべきだが、巻数については、群書類従本本朝書籍目録には二十三巻、通憲入道蔵書目録には十二帖とあり、いずれに従うべきか確証を得ない。

著述の年時については書名から察して、是善が東宮学士であった承和十四年（八四七）五月より嘉祥三年（八五〇）四月の間とする説もあるが、その頃その子道真は三才から六才の間であって、江談抄巻五に「東宮切韻者、菅家主刑部尚書、集十三家切韻、為一家之作者、著述之日、聖廟執筆令滞綴給。」とある事と矛盾する。(註1)川瀬一馬博士は室町末期写本三僧記に

東宮切韻立名由

序云、東者韻之始、宮者音之宗。

と引いてあるのによって、道真が父の業を助ける事ができる年齢に達した頃と考えて居られる。三僧記は第七章に述べる如く信用し得るものであり、一東の韻より始まる韻書として宮商角徴羽五音の宮と熟語として東宮と名付けるのも不自然ではない。又黒川春村がトウグウと読まずトウキウと読んでいる古い読癖もこれを暗示するもののようであるし、江談抄(註2)の記載とも矛盾しないので、今の所川瀬博士の考に従っておく。

註1　「東宮切韻について」東京文理大「国語」復刊第一巻第一号昭26・10

註2　国語学辞典の年表では貞観四年（八六二）以前成立としているが所拠を知らない。

二、逸文資料

東宮切韻は逸書であるのでその内容は逸文を集めて考証する外知る方法がない。然し逸文というものはすべて孫引あり略引あり誤引あり考証を誤り易い。そこで先ず逸文引用書についてその引用数と引用態度とを検討する事とする。又流布利用状況と逸亡年代とを推定するために引用年代順に記述する。年代不明の場合は推定される最下限におく。

逸文の引用書は以下列挙するものの外に探せばまだ有ると思うが、考証資料として今取り扱ったのは次の四十七種である。その

うちの二十七種は岡田希雄氏[註3]や川瀬博士[註1]が既にその書名を挙げているので、そのものは番号を○で囲んでおく。

註3　「東宮切韻佚文攷」立命館文学昭10・11月

① 倭名類聚抄

承平四年（九三四）頃源順の著。引用七条。極めて簡略な引用である。なおその外に、陸詞曰、孫愐曰等切韻撰者の名を以て記すものが多数あるが、東宮切韻によったものであろうか、直接原本によったものであろうか。この事を考えるために、和名抄が書名を挙げずして単に人名のみを以て記しているものを調べると、曹憲の名に接する。もしこれを東宮切韻によったものでないとするとその書名を察するのに困る。狩谷棭斎以来その書名を不明としているが、東宮切韻によったので人名のみとなったのではあるまいか。もしそうだとすると、陸詞・郭知玄・釈氏・韓知十・薛峋・麻朱・王仁煦・祝尚丘・孫愐も東宮切韻によったのかも知れない。然し東宮切韻はすべて陸法言曰と記すのに和名抄では陸詞と記す事、その体裁を異にしている。とにかく現在決定的な材料を見出し得ないのでこの論断は保留しておく。

2　法華経釈文（大正新修大蔵経）

貞元元年（九七六）中算著。引用九百四十一条。すべて簡単な引用である。書中東宮切韻の書名は見えないが、a東宮切韻所収十四家の書が悉く引かれている事、b曹憲の引用が五十七条の多数にのぼる事、c一字について二種以上の切韻を引く時多く東宮切韻の引用順に一致する事、d和漢年号字抄[註4]等他の書に見える逸文と比較するに、本書に陸法言とあるのが明らかに釈氏とすべきもの三条採伯かと思われるもの一条あり、これは陸法言と釈氏や孫伯を同一文中に記してある書によったための誤と考えられる事等の理由に従って本書は東宮切韻によっているものと推定する。

註4　一例を挙げると大正蔵経五十六巻一五〇頁の「上、陸法言云、好絶也、愛重也」は、唐韻残巻には「上、又時両反」とあるので陸法言は無訓であったと思われ、和漢年号字抄に「上、東宮切韻云、曹憲云、高也、案上対下之称也、郭知玄云、好上也、釈氏云、物頃也、愛也、重也、太上天子、又時両反、加高也、登昇也、薛峋云（下略）」とある釈氏と一致する。

3　弘決外典鈔

正暦二年（九九一）具平親王著。引用二十五条。これにも東宮切韻の書名は見えないが、a引用切韻がその所収十四家を出ない事、b曹憲の見える事、c一字について二種以上の切韻を引く時すべて東宮切韻の引用順と一致する事等の理由によってその引用と考える。たゞ他書に於ては常に釈氏と記すのに本書は六条のうち弘演寺釈某に作るもの三条、弘演寺釈氏に作るもの一条ある点やゝ体例を異にしている。

4　大般若経音訓

真興（寛弘元年一〇〇四没）著。注進法相宗章疏に見えるが現在存否不明。図書寮[註5]本類聚名義抄の、

冷寒、真云、力頂反、釈氏云、薄寒也、武玄云、小寒也、今案、経　或作冷、力丁反、祝尚云、小清風也、故亦可取之、又清冷水也、非此義矣、下胡安反、厳冷也、上、玉云寒也。の部分によって彼が東宮切韻を利用しているものと見る。

註5　参看、吉田金彦氏「図書寮本類聚名義抄 出典攷（中）」（訓点語と訓点資料第三輯）

⑤ 政事要略（改定史籍集覧）

寛弘五年（一〇〇八）頃著。一条。相当正確な引用である。

註6　和田英松博士「本朝書籍目録考証」に従う。

6 大般若経字抄（石山寺蔵）

藤原公任（註7）（長久二年一〇四一没）著。薛峭一条、王仁煦一条。これも東宮切韻の書名は見えない。然し王仁煦の条を全本王仁煦（註8）刊謬補缺切韻と比較するに訓義が符合しない。東宮切韻より誤り引いたのか、現存王仁煦切韻の写し落しか。疑を残して決定を保留しておく。

註7　参看、渡辺修氏「図書寮蔵本類聚名義抄と石山寺蔵本大般若経字抄とについて」（国語学十三・十四輯）。

註8　中華民国三十六年十二月故宮博物院影印宋濂跋本。

⑦ 諸道勘文（群書類従）

長治三年（一一〇六）の記事中に二条見える。

⑧ 天治本万葉集第二巻裏書

伴信友の検天治本万葉集による。略式の引用一条。

9 三教勘註抄（真言宗全書）

藤原敦光（天養元年一一四四没）著。二条。東宮切韻の書名は記してないが、陸法言曰……曹憲云……孫愐云……と記している形式によってその逸文と断定する。五巻中二巻のみ現存。

10 医心方裏書（日本古典全集）

巻八裏書に天養二年（一一四五）移点と記す。引用十条。これも東宮切韻の書名を記していないが、陸法言云……釈氏云…孫愐云……孫伯云……の形式によってその引用と定める。

11 倭漢朗詠集私註

応保元年（一一六一）釈信阿著、極めて略式の引用一条のみで、写本によっては東宮切韻の書名を記していないが架蔵室町末期写本による。

⑫ 香薬抄裏書

永万元年（一一六五）書写の奥書が有る。一条。岡田氏の論文の引用には孫愐と祝尚丘の部分を付け加えるべきである。

⑬ 玉葉（国書刊行会）

治承二年（一一七九）の記事中に三条見える。

14 図書寮本類聚名義抄

平安時代末期成立か。東宮又は東と記して四百二十五条見える。簡略な引用である。

⑮ 年中行事抄（続群書類従）

書中に建保二年（一二一四）の年号が見える。引用二条。

⑯ 愚管抄（国文註釈全書）

承久二年（一二二〇）慈鎮著。二条見えるうち、一は和名抄よりの孫引と思われ、他は仮名訓であって、後述の如く東宮切韻に和訓は無かったので何かの誤と思われる。

17 三教指帰注（真言宗全書）

著者未詳。奥書によれば建保六年（一二一八）より承久二年（一二二〇）の間の著である。三条あって共に東宮切韻の名を記していないが、「嚇々者、釈氏云、恐懼人、薛峭曰、赤恐云々。」の形式より

その引用と考える。然し本書の内容から見て敦光の註などから採引したかとも思われる。敦光註が完存しないため立証しがたい。

18 五行大義背記（神宮文庫蔵）

この書は余り学界に紹介されていないので少し詳しく説明しておく。五巻の巻子本で各巻の終に、

元弘三年癸酉閏二月廿五日相伝畢　智圓

雪下　頓覚坊常住

と記してある。然しこの書が元弘のものでなく転写本である事は一見明瞭である。転写の事情や年時については記録が無い。

元弘三年奥書本五行大義の事が書物に記されたのは、元禄十二年一色時棟が五行大義を印行してその書後に「（上略）元本釈子所謄写者、出於相州鎌倉之古刹、跋其書後云、元弘三年癸酉書（下略）。」というのを始とするがその背記や標記の注記については全く触れていない。島田翰の古文旧書考に始めて背記標記の極めて一部分を摘録しているが、その書の所在を明らかにしていない。その理由は高野山蔵五行大義の所在は明記している点より考えて、その書が既に鎌倉雪下相承院より大和寿命院と粟田口青蓮院とを経て、久邇宮家の蔵となっていたからであろうと察する。従って注記も一部分巻頭のみしか筆記し得なかったのであろう。岡田希雄氏も久邇宮家所蔵本を見る機会は得たようであるが筆記を憚ったと見えて書物の内容については多く触れていない。そしてその存否は現在詳しくない。

然し京都大学に、久邇宮家に伺候していた儒医百々鳩窓の旧蔵手沢本である佚存叢書本五行大義が有る。それには佚存叢書本と青蓮院本との校記が百余条に及んで朱筆で記されてあり、中には「蓮本引陸法言云々」「青蓮本背書引元命苞云々」など背記をも引いている。それらの書込を神宮文庫本と対照すると百余条すべて完全に一致するので、神宮文庫本と久邇宮家本とは全く同一内容のものであると断定できる。（武内義雄博士はおそらく青蓮院本の影写であろうと言われている。）

次に成立年代であるが、元弘三年は相伝の年で注者と注記の年時の記載はない。然し背記の中に朱子の事を武夷朱先生と記しているから、朱子が福建省の武夷山に武夷精舎を作った淳熙十年（A・D・一一八三）以後、巻四標記に為仁御諱也という記載が見えるので土御門天皇諱御の寛喜三年（一二三一）以前の成立と考える。

東宮切韻の引用二百九十七条、逸文資料として後に挙げる和漢年号字抄に次ぐ重要なものである。又訓点が全文に施されてあり逸書を引く事も多く訓点学や経学の面からも研究すべきものである。

註9　参看、経籍訪古志巻四。古文旧書考巻一。高木氏影印高野山蔵五行大義の内藤湖南博士跋文。

⑲ 明文抄（続群書類従）

藤原孝範（天福元年一二三三没）著。東宮切韻一条。釈氏とある一条もそうであろう。

⑳ 浄土三部経音義集（大正新修大蔵経）

嘉禎三年（一二三六）信瑞著。百五十七条。和漢年号字抄と五行大義背記につぐ重要な資料。

21 三教指帰註抄（真言宗全集）

著者未詳。巻上に「自延暦十六年丁亥至延応元年己亥四百四十三年」とあり延応元年（一二三九）の著か。三条すべて東宮切韻の名は見えないが「嚇々、郭知玄曰、大怒又仰嚇、釈氏曰、恐懼人也。」の形式よりその引用と考える。然し本書の内容より見て前掲の三教指帰注と共に敦光など先行の注書より採引した感じが強い。

㉒ 改元部類（続群書類従）

延応二年（一二四〇）の記事中に二条見える。

㉓ 編御記（群書類従）

これも延応二年の記事中に二条。東宮切韻の文字掲出順序について記述がある。

㉔ 三教指帰註（寛永六年刊本）

覚明（仁治二年一二四一没）（註10）著。東宮切韻と記すもの一条、陸法言曰など記して東宮切韻の引用かと思われるもの五条。三数指帰註刪補（万治二年一六五九運敞著）の序文は「先藤吏部敦光及成安卿、各撰注解、後覚明采輯二家、合為一部、」とある通り、書中に敦光或は成安と断る引用文頗る多く、又敦光註の現存する巻と比較するに、覚明が敦光と明記していない箇所に於てもその引用と断定し得るものが多い。成安（註11）の注は逸して伝わらないので比較し得ない。前掲の承久本の註や延応本の註抄と比較するに又一致する所が多い。要するに覚明はそれ以前の諸注を集大成して本書を著したので、本書の東宮切韻の引用も直接の引用でない見込が強い。

註10 和漢三才図会巻十八の記述による。

註11 通玄の簡註（正徳二年一七一二年著）に引いているから現存の可能性はある。

㉕ 和漢年号字抄（尊経閣文庫蔵）

岡田希雄（註12）氏は寛元年中又は宝治年中（一二四三―一二四八）菅原為長の著であろうと推定している。引用二百十六条。東宮切韻を省略せずに引用している唯一の書で引用数も多く最も重要な資料である。

註12 「和漢年号字抄と東宮切韻佚文」立命館三十五周年記念論文集文学篇。

26 広疑瑞決集（大正三年刊）（註13）

建長八年（一二五六）前掲浄土三部経音義集の著者信瑞の著。東宮切韻一条、孫愐二条。極めて簡単な引用である。

註13 本書に引用のあることは水谷真成教授の御教示による。京都三師講説発刊所刊。

27 祕鍵開蔵抄（真言宗全書）

弘長二年（一二六二）頼瑜著。東宮切韻一条、孫愐一条。

㉘ 万葉集抄（仙覚全集）

文永六年（一二六九）仙覚著。東宮切韻四条。それと明らかなもの一条。

29 塵袋（日本古典全集）

黒川春村は文永弘安（一二六四―一二八七）頃の成立と考えている。孫愐一条、東宮切韻によるか否か不明。今疑を存して挙げておく。

㉚ 実躬卿記（続群書類従）

永仁二年（一二九四）の記事中に一条。甚だ簡略。

31 祕蔵宝鑰勘註（真言宗全書）

永仁三年（一二九五）頼瑜著。三条、その形式より東宮切韻の引用と断定し得るもの三十条。

㉜ 釈日本紀（国史大系）

卜部懐賢著、文永十一年（一二七四）より正安三年（一三〇一）の間の成立。相当詳しい引用四条。

33 二光論指光鈔（真言宗全書）

頼瑜（嘉祿二年一二二六―嘉元二年一三〇四）著。引用一条。彼は前掲の祕鍵開蔵抄・祕蔵宝鑰勘註などよく東宮切韻を利用している。

㉞ 梵網古跡記補忘抄（日本大蔵経）

正和元年（一三一二）信空の講義したもので、東宮切韻一条、郭知玄二条、簡単な引用である。

㉟ 藤房卿記（続群書類従）

改元部類正中三年（一三二六）の記事に一条。

36 和漢朗詠註抄

鎌倉末期写本、もと黒木典雄氏蔵。引用一条見えるが倭漢朗詠私註よりの孫引である。

㊲ 般若心経祕鍵開書（真言宗全書）

貞和四年（一三四八）杲宝の講義したもので本文中に一条、裏書に一条。裏書に講者のものと後人の補記と混じているがこの部分は講者のものと思う。

㊳ 園太暦

貞和二年（一三四六）観応三年（一三五二）の記事中に十二条見える。

39 延文鈔本毛詩標記

未見、島田翰の古文旧書考による。延文は一三五六―一三六〇の間。一条のみで東宮切韻の名は見えないが釈氏と麻杲とを引いているのでその引用と考えてよかろう。

㊵ 原中最秘抄

貞治三年（一三六四）行阿完成。「纂東宮切韻音邑」の一条のみで音を引いて訓義を記さないのは珍しい。図書寮本類聚名義抄の記載と一致する。そのような書よりの孫引か。

㊶ 詞林采葉抄

貞治五年（一三六六）由阿著。二条見えるが共に仙覚抄よりの孫引である。

㊷ 河海抄

貞治年間（一三六二―一三六七）四辻善成著。引用一条、和名抄よりの孫引である。

㊸ 後深心院殿御記

応安四年（一三七一）の記事中に仁・成・緒の三条見えるが、成と緒は園太暦の引用と完全に一致し、仁は和漢年号字抄の引用と対照すると治の誤である。孫引の疑が濃厚である。

44 祕蔵宝鑰私記（真言宗全書）

政祝（永享十一年一四三九以後寂）著。陸法言一条郭知玄一条、ともに頼瑜の勘註より孫引したもの。

㊺ 著作最秘抄

未見。岡田氏も未見。北野文叢巻八十八所収東宮切韻残字（註14）による。文亀元年（一五〇一）の勘文中の引用として三条を記している。

註14　文化五年菅原為徳が集め文化十一年菅原為定が補い、更に天保七年宗淵の補ったもので九種の書から二十八条の逸文を拾っている。

46　大永改元次第（神宮文庫蔵）

題せんには大永改元次第とあるが内題には大永の文字なく書中にも大永の時と関係ある事項は見えない。中御門蔵書の印あるのみで書写の時と人は不明である。江戸中期のものであろう。寛永改元（一六二四）の時の難陳中に、「東宮切韻、万福寿也、武王以万人服天下。」と「寛、緩也、大安泰也、爾雅寛綽也、礼記愛也ト東宮切韻ニミュルカ。」と二条見えるが、その文によって孫引である事明かである。

㊼　御名字勘進部類

未見、岡田氏も未見、「東宮切韻残字」による。万治三年（一六六〇）の菅原為庸の勘文中の引用として一条記してある。

以上検討して来た中で決定を保留したものと孫引である事明白なものとを除き、合計二千百八十七条を用いて以下の論証を行う。

三　逸亡時期

前章の記述により、本書が成立してから漸次流布して行き特に年号類の勘文や仏典類の註解に多く利用された状況が判明したが、逸亡の時期はどうであろうか。最も新しい逸文は御名字勘進部類の「貞、陟盈反、正也。忠也」である。これは和漢年号字抄に「東宮切韻云、陸法言云、陟盈反、郭知玄云、正也忠也、武玄之云（下略）」とあって一致する。然し時代が他の逸文と隔絶している事と一条のみである事から、古い記録によっているかと思われる。

その前の逸文は著作最秘抄の「直、郭知玄曰直而不斜。」「尊、今案尊者尊本、説文曰高称也。」「明、今案毛詩曰明々在上、伝曰明々察也」の三条で和漢年号字抄に直と尊はなく明は、「東宮切韻云、陸法言云、武兵反、郭知玄云、（中略）今案毛詩（中略）、又曰明々在上、伝曰明々察也、又曰（下略）。」とある。今案の部分のみを引く事類例稀であって孫引の感じは薄いのだが、この前の確実な逸文である園太暦と一世紀余を隔てるのでやはり古い記録によったかと疑われる。

従ってこの間をつなぐ逸文を今少し見出すまで、十四世紀中葉までは確実に存在していたが、その後の逸亡時期は不明であるとしておく。

四　逸文の正確度

逸文の正確さを検討するには同一文字についての引用文を相互に比較するより外に方法がない。今なるべく長文のものを探してその訓義の字数を和漢年号字抄と対照してみると、

倭字、	字抄百五十字、	釈日本記、	四三字
文字、	同	二二六字、	浄土三部経音義集、 八一字
治字（志賀）、	同	一一七字、	図書寮本類聚名義抄、二一字
統字、	同	七三字、	五行大義背記、 五五字

となり年号字抄より詳しいものは全く発見されない。引用文に一致しない部分がある場合にも、年号字抄の伝写の間に生じた誤字

脱字と推定されるものは有っても、年号字抄が東宮切韻を略しているとまで考えねばならないものは見出せない。従って今の処和漢年号字抄は東宮切韻の全文を引くものと考えておく。

五　本文形式

東宮切韻の本文形式を考察するのに適当な例を和漢年号字抄によって掲げる。

（例一）和、東宮切韻云、陸法言云、胡過反、釈氏云、合也、諧穆也、武玄之云、叶、薛峋云、調味也、会同也、又胡課反、声相応也、麻杲云、順也、爾雅（六字略）郭璞注云（四字略）史記（六字略）李処（マヽ）云（七字略）、鄭玄云（九字略）、周礼（十字略）、東京賦（七字略）和者軍左右門名、亦羽姓也、漢有和武、祝尚丘云、順也、剛柔中所、孫愐云、姓也、出汝南河南二望、又複姓、有知稽氏、後改為緩氏、孫伯云、説文相応也、韻略諧合也、周礼和不剛不柔、今案、毛詩既和且平、箋云以可否相増曰和、十一。

（例二）禾、東宮切韻云、曹憲云、案稲帯穂者、皆曰禾、釈氏云、苗稼也、麻杲云、以二月生、八月熟、得時之中、故謂之禾、瑞応図（三十五字略）、書云（十字略）、尚書中候（六字略）、春秋説題辞（二十二字略）、東観漢記（二十二字略）、王隠晉書、（十字略）任予霊草神木頌曰（三十二字略）、祝尚丘云（四字略）、孫愐云（四字略）、孫伯云（十九字略）、今案、呂氏春秋、飯之美者、有玄山之禾。

（例三）和、東宮切韻云、陸法言曰胡臥反、曹憲云（六字略）、釈氏云、又胡戈反、穆也合也、麻杲云（十二字略）、王仁煦云、応哥、孫伯云（五字略）、沙門清徹云讃和、今案、周易（八字略論語（十五字略）、是也。

（例四）景、東宮切韻云、郭知玄云（六字略）、釈氏云（八字略）薛峋云、日影、又大夫象、□□□詩曰、（七字略）、新定儀注（十七字略）、諡法布義（二十八字略）、亦角姓也、亦景慕也、孫愐云（十二字略）、孫伯云、又於丙反、今案、毛詩、景行上箋云、景明也。（上は止の誤）

（例五）景、東宮切韻云、孫伯云、説文光也、又几影反。

例一によって、陸法言に反切ある場合は先ずそれを掲げ、続いて諸家切韻の文を列挙し、更に今案と記して訓義を補い、最後に同音字数を示す形式であった事が知られる。例二の禾字は切韻残巻第三種・敦煌本王仁煦切韻・項元汴跋王仁煦切韻（「十韻彙編」に従って以下夫々切三・王一・王二の簡称を用いる）・宋陳彭年仁煦切韻（以下王三の簡称を用いる）・広韻の五書すべて例一の和字の同音字としているので、東宮切韻に於ても同音十一字中の一字として並べられていたものと思われる。又例一の和字は歌韻例三の和字は過韻に属するので、同字でも所属韻を異にする場合は別に挙げている事が判る。例四例五は孫伯の反切により前者は梗韻見母後者は梗韻影母であるので、同字で同韻であっても同音でない場名又別出している事が知られる。

更に「編御記」に次の如き文が見える。「為経卿云、康字有飢釈、春秋正義、不登曰康之文、尤可憚云々（中略）、一条殿仰云、後朝披東宮切韻、引尚康字之処、飢釈不見、康字之次有糠字、其次有歌字、其釈云、穀不升也、穀梁伝云、穀不登也。」この康穅歌三字は切三・王一・王二・王三すべて平声唐韻に於てこの順序

に出ている。

以上によって東宮切韻の本文形式は全く原本切韻のまゝ踏襲しているものと察せられる。たゞ分韻が二百六韻であったかどうかの点については問題があるので第十章で述べる。

六　著述の意図

菅原是善が本書を著した意図を探るために、東宮切韻が陸法言以下の切韻をどの程度正確に引用しているか検討してみたいが、現存する切韻の残巻残葉で著者名の明白なものは王仁煦切韻だけである。それは三種世に出ているうち王二は内容に不審の点が多く別の機会に論評を加える予定であるので、今は王一と王三とを用いる。

（例六）足、陸法言云、即玉反、郭知玄云、（中略）王仁煦云、歷下孫愐云（下略）。（和漢年号字抄）

（王一、王三即玉反歷下。

（例七）囊、王仁煦云、似鹿无角而小、性怯懼也。（五行大義背記）

（王一）似鹿。

（王三）似鹿而小。

（例八）節、陸法言云、子結反、曹憲云、（中略）王仁煦云、限、又竹木之次、祝尚丘云、（下略）。（和漢年号字抄）

（王一）子結反、限、又木竹之次、通俗作節。

（王三）子結反。

（例九）升、陸法言云、識丞反、武玄之云、（中略）麻皃云、漢書十龠為合、十合為升、又升成也、王仁煦云、正作斗孫愐（マヽ）云、（下略）。（和漢年号字抄）（斗は斗の誤）

（王一）識承反、十合。

（王三）識承反、十合、正作□。

（例十）亨、陸法言云、通、釈氏云、（中略）王仁煦云、又普庚反、煮、（五十八字略）並亦別作字乎、孫愐云、（下略）。（和漢年号字抄）

（王一）通、又普庚反、煮、（五十一字略）豈亦別作字乎也、此本是王子春写字用。

（王三）通、又普庚反。

例六は三者一致する例、例七は東宮切韻最も詳しく、例八と例十は王一最も詳しく、例九は王三が最も詳しい例として挙げた。諸例から判明する事は三者いずれも単なる伝写の間の誤写や脱字のみでなく、意識的省略を行っている事である。王一と王三の書写態度についても別の機会に譲り、東宮切韻の意識的省略について考えるために、王一と王三にある字で東宮切韻が引用していないものを調べてみた。すると和漢年号字抄二百十六字中王仁煦を引かないもの百五十三字あり、そのうち百三十三字は王一或は王三に訓義が記されている。その殆どは、

（例十一）観、陸法言云、視（下略）。（和漢年号字抄）

（王一、王三）視、又古玩反。

（例十二）調、（前略）孫愐云、善也、均也、正也（下略）。（年号字抄）

（王一・王三）正。

の如く他の切韻に同訓の出ているものだが、

（例十三）諄、東宮切韻云、薛綜云、喜而受、祝尚丘云、吉也、孫愐云、祐也。（年号字抄）

の如く他の切韻に類訓と言えるものはあっても同訓が全く見えない場合もある。

かかる省略はもとより王仁煦のみに限られるものでない事は、年号字抄二百十六字中に十四家の書の引用されている回数を示す次の表で察せられる。（陸法言は特に参考のために、反切のみの字と、反切と訓義ある字と、訓義のみの字とに別っておく。）

陸法言	曹	郭知玄	呉	長孫訥言	韓知十	武玄之	薛峋	麻杲	王仁煦	祝尚丘	孫愐	沙門清徹	今案
反	反訓	訓	義	玄	氏	訓	十之	峋	杲	煦	仁	丘	愐	伯	清		
147																	
123	13	11	49	116	134	32	45	45	116	162	63	69	180	136	51	162	

この表に於て引用回数の少い切韻は、収容字数が少かったと考えるより、訓義が簡単で他の切韻に同訓又は類訓があったために引用を省略されたと考えるべきである。引用回数が陸法言より多いのは麻杲と孫愐とに過ぎないが、陸法言を増訂した諸家切韻が陸法言より収容字数の少い道理はないのである。

総じて言い得る事は、陸法言は原本に反切も訓義も記していない字を除きすべて引用し、その他の切韻は反切や訓義の重複する場合はその引用の先後に関係せず便宜の書を取って引用し、特に文字の異体正俗に関する部分は省略が多いようである。

従って東宮切韻を著述した意図は、諸家切韻の異訓を集める事に主眼があって、諸家切韻の全文をそのまゝ列挙しようとしたものではない。

七、引用十四家の書

東宮切韻が諸家切韻を引用する順序は、陸法言・曹憲・郭知玄・釈氏・長孫訥言・韓知十・武玄之・薛峋・麻杲・王仁煦・祝尚丘・孫愐・孫伯・沙門清徹となっているが、これはどんな基準で定めたのであろうか。又江談抄には十三家とあるのに実際は十四家であるのはどう考えるべきであろうか。

十四家の中で日本国見在書目録に載っていないのは薛峋と曹憲であるが（釈氏は釈弘演として武玄之の書は韻銓の名で出ている）、薛峋は広韻巻首にその名が見えるので疑問は曹憲にのみ残る。又川瀬博士の紹介している三僧記に、

入東宮切韻十三家

陸法言隋仁寿元年　郭知玄　尺氏　長孫訥言唐儀鳳二年　韓知十　武玄之　薛峋　麻杲唐神竜元年　王仁煦　祝尚丘唐天宝八載　孫愐唐開元廿一年孫伯唐顕元沙門清徹唐天宝元年

不入

王存　唐貞元十七年　蔣魴唐元和十三年八月十三日慮自始未見可尋已上以或人本書写之

と見えているので、江談抄の十三家とは曹憲を除くものであろう。然らば曹憲とは何の書であろうか。彼の伝記は唐書に、「曹憲揚州江都人也、（中略）又精諸家文字之書、（中略）大業中、煬帝令与諸学者撰桂苑珠叢一百巻、時人称其該博、憲又訓注張揖所撰博雅、分為十巻、（中略）所撰文選音義、甚為当時所重。」とあり旧唐書経籍志には彼の著として爾雅音義と文字指帰が見える。東宮切韻所引曹憲の逸文は百六十八条有ってその特徴は、

功、成也、案有功績則事成就也。（浄土三部経音義集）

の如く案語の有る事で七十四条に及んでいる。その傾向を彼の著書に求めると博雅音に案語十一条を得るが訓義は似ていない。又

東宮切韻が採用するものとしては爾雅音義文選音義より更に一般的内容を持つ書と考えるべきで桂苑珠叢か文字指帰となる。二書とも逸書であるので前者の逸文百四十三条後者の逸文十九条を拾って対比した処、

揆、度(徒各反)也案商量測度於事曰揆。(五行大義背記)

商量測度於事曰揆。(慧琳音義引桂苑珠叢)

の如く桂苑珠叢と符合する場合が多い。それにしても菅原是善は、この一百巻の大部であり日本国見在書目録に「見在只第一帙、其余未知在否」。と言っている書を利用したのであろうか。それより同目録の桂苑珠叢抄十巻(註15)と見るべきでなかろうか。未だ孤証であるが、

仏、扶勿反忽也。(和漢朗詠註抄引桂苑珠叢抄第十)

仏、忽悦也、言忽無常也、見牟子、案仏道沖妙、難以指求、故言悦忽。(浄土三部経音義集引書憲)

の例により、東宮切韻の曹憲は桂苑珠叢抄であろうと推定しておく。ともかく曹憲に切韻の著なく人名のみでは書名は察せられないので、単に曹憲云とある逸文は東宮切韻によったものであろうと考えてよい。

十四家の引用順については過去の研究者は成立年代順であろうと漠然推察しているが以下検討してみる。広韻の序文で陸法言の仁寿元年(六〇一)、長孫訥言の儀鳳二年(六七七)、孫愐の天宝十載(七五一)の成立が知られていたが、前掲三僧記により麻杲の神竜元年(七〇五)祝尚丘の天宝八載(七四九)孫伷の開元(七一三―七四一)沙門清徹の天宝元年(七四二)の成立が判明し、孫愐には天宝十載の前に開元廿一年(七三三)の撰が有ることになり王国維(註16)の開元天宝両本説に一佐証を与える事となった。然し三僧記は著者も年時も明確でないので人或は疑を持つかも知れないが、次の諸理由で全面的に信用する。則ち(1)麌自始に未見と記す以上その他は原書又は東宮切韻中の記載により記したと思われる。(2)記載順序が東宮切韻の引用順と完全に一致する。(3)或は何年と記し或は何載と写し或は年号のみを載せ或は月日まで書いているのは原書の序文等の記載をそのまま忠実に写したものと認められる。(4)王仁煦(註17)の序文は三種を存しているがすべて著作年時を記さず、郭知玄も広韻の序に見えるが年時を記さず、三僧記がこの二家の年時を記さないのと揆を一にするので、三僧記に年時を記さない六家は原書にその記載が無かったものと考えられる。(5)和漢年号字抄に、「慶、麻杲云、旧作慶、大周奉制改作(ママ)慶、今朝依旧作慶。」とある大周の後の今朝は則天武后の崩後であるべきで三僧記の神竜元年と符合する。(6)同じく年号字抄に、「隆、孫伷云、今上諱也、下闕生字、」とあり隆は玄宗の諱で三僧記の開元と符合する。(7)式古堂書画彙考所載孫愐の序には天宝十載の句なく、「輿地誌及武徳已来創置、迄于開元廿年、並列注中」とあって三僧記の開元廿一年と符合する。

次に三僧記に著作年時を記さない書に及ぶ。曹憲は前掲唐書の文に桂苑珠叢の著を大業(六〇五―六一六)と記し、浄土三部経音義集に、

東宮切韻云、曹憲云、菩提得道人也、案菩提外国語也、隋言大道心。

とあるので隋の代(―六一八)の撰である。郭知玄は

治、隋知玄云、此家犯、永徽主諱(ママ)、今廃之、用理字等皆行。(和

漢年号字抄」(諸は諱の語)により諱が治であった高宗の代永徽(六五〇―六五五)以後である。武玄之は日本国見在書目録に高宗実録の著者として記され、

國、武玄之云、大周改国字、(下略)。(和漢年号字抄)

とあるので、則天武后(六八四―七〇四)時代の人である。王仁煦は同じく年号字抄にも王三にも、「顕、今上諱。」とあるから中宗(六八四―七〇九)の時の著である。かく考えて来ると広韻巻首の諸家切韻の記載順も成立年代順かと思われる。もしそうだとすれば葬詢が王仁煦の前に置かれていて東宮切韻の所引順と一致する。

釈氏と韓知十との年代を推定する材料は未だ知らないが、その他の書は祝尚丘を除いてすべて成立年時順であると言える事が以上の調査で判明したのである。祝尚丘が最も新しいものであるのに何故王仁煦の次に置かれたのか不明である。祝尚丘は王仁煦を増補したものというような内容の関係があるかと臆測してみたが、前述の如く東宮切韻は原本の全文を引いていないので逸文から両本の関係を立証する事は不可能である。

註15　桂苑珠叢の著者は唐志では諸葛穎、見在書目録では李思博となっているが、唐書の曹憲伝により彼が主要な位置にあって作ったと考える。桂苑珠叢抄は見在書目に著者名を記さないがやはり彼の著と考えて不自然でなかろう。唐志の桂苑珠叢略要二十巻と抄の関係は未詳。

註16　観堂集林巻八所収「書式古堂書画彙考 所録唐韻後」。なお陸志韋は「唐五代韻書跋」(燕京学報二十六期)に於てこれに反対している。

註17　王二巻頭所載と王三巻初と、ペリオ図書二一二九「大乗密厳経」の紙背の三種である。(最後のは神田喜一郎博士の御教示による。)

註18　魏建功は「故宮完整本王仁煦刊繆補欠切韻続論之甲」(国学季刊七巻二号一九五一年七月)に於て、避諱欠筆の調査によって此の「今上諱」の文を疑っているが、長い年代に渡って転写されて来た後世の写本に於て欠筆状況が不統一になるのは自然の事であり、それと「今上諱」の如き注文とを同一視すべきでない。特にこの種の注文は切韻の共通的特色であって信用し得る。

八、今案の引用書

逸文中に見える東宮切韻の今案二百三十五条に引いている書名人名は次の通りである。

周易(馬季長・韓康伯・劉瓛)・尚書(孔安国・王粛・范寧・杜預)・尚書大伝(鄭玄)・韓詩(韓康伯)・毛詩(伝・箋・鄭玄)・周礼(杜子春・鄭玄・鄭衆)・考工記(鄭玄)・大戴礼・喪服伝(鄭玄)・儀礼(鄭玄)・礼記(鄭玄)・楽記・春秋・左氏伝(杜預)・公羊伝(何休)・国語(賈逵)・孝経・論語(孔安国・何晏・苞咸・周生烈・鄭玄)・白虎通・爾雅(郭璞)・広雅・釈名・方言(郭璞)・蒼頡篇・字書・説文・顧野王・声類・音譜・韻圃・借音・史記(如淳)・漢書(応劭・如淳・顔師古・張晏)・漢書音義・続漢書・東観漢記・魏志・魏略・孟子(劉熙)・老子・荘子(司馬彪)・墨子・抱朴子・淮南子(許叔重)・呂氏春秋・山海経(郭璞)・封禅書・列仙伝・楚辞(王逸)・長門賦

原書に於ては更に多数にのぼるであろうと察せられるが、菅原是善はかかる多数の書を一つ一つ開きながら著述したのであろうか。何かから孫引したと考えるのが適当であるまいか。孫引とすれば玉篇によく用いられる書名人名が頻出して居りその訓義の形式も玉篇と共通点が多い。かくて原本玉篇の現存部分に存する二十二字について対比してみると二十字まで符合した。先ず符合する一例を挙げると、原本玉篇では次の如くあるのを、

平、皮兵反、尚書、平秩東作、(首四字略)毛詩、喪乱既平、喪云、平猶正也、又曰、終和且平、伝曰、平齊等也、又曰、平王之孫、伝曰、平正也、左氏伝、平戎于晉、杜預曰、平和也、又曰、鄭人来踰平、杜預曰、和而不盟、曰平、爾雅、平易(マヽ)曰也、郭璞曰、謂易宜也、漢書、升平可致、張晏曰、民有三年之儲曰升平、(五十六字下略)。(曰は衍文か)

東宮切韻では傍線の部分のみを引いて今案と記している。符合しない二例は、

崇、東宮切韻云、(中略)今案尚書、其敢崇飲、孔曰、崇聚也、考工記、戈崇於秘曰尺、鄭玄曰、崇高也、儀礼、再拝崇酒、鄭玄曰、崇充也、毛詩、福祿来崇、伝曰、崇重也、国語、容貞之崇、賈逵云、崇致也、(和漢年号字抄)

の傍線の部分が原本玉篇に見えないのだが、国語の文あって国語の書名が見えない不合理から考えて、この部分は明かに現存原本玉篇の脱落であり、

章、東宮切韻云、(中略)今案毛詩、雖則七襄、不成報章、箋云、織女有織名耳、不知人織相報成章也、(和漢年号字抄)

は全文原本玉篇に見えないのだが、玉篇の章字の訓義は二百五十字の長文で毛詩も引かれているのだから、この毛詩の一部分を写し落したと考えて不自然ではない。又原本玉篇の現存部分にない文字のうち三十七条に顧野王案の語がある。

更に逸文中に今案の語は記されてないがその訓義の位置と形式とから今案の部分と推定されるもの約六十条有り、その中にも原本玉篇と符合するもの三条、野王案の語の見えるもの六条を挙げる事ができる。

以上の事から東宮切韻の今案の部分は、悉くと言うのはなお躊躇するが殆ど玉篇によって記したものと考える。第六章に述べた本書の著述の意図である文字の異訓を集める点から言っても、小学の三分類である音韻・訓話・文字の夫々の代表として、先ず陸法言を挙げ次に曹憲を取り最後に顧野王を以て結ぶのは理の当然である。

九、収容字数

第五章で述べた如く東宮切韻には同音の代表字に同音字数を注してあったのだが、引用書では必要がないため写す事稀であって、和漢年号字抄に十二条見えるだけである。その字数と切三・王三・広韻とを比較する。

	初	朱	真	延	昭	和	倭	章	昌	長	常	廿	計
東宮切韻	2	11	19	11	11	11	10	13	8	8	9	9	125
切三	1	6	4	7	5	4	2	9	5	5	6	5	59
王三	1	7	13	9	7	4	4	11	6	8	6	6	82
広韻	2	10	16	13	7	9	7	15	8	8	10	7	112

極めて僅少な例によって推定するので甚だ危険であるが、この表に従えば東宮切韻の収容字数は、切三の約二・一倍、王三の約一・五倍、広韻の約一・一倍となる。

十、分　韻

改元部類に、「東宮切韻被見之、陽唐歟其釈多(下略)。」の文が見え、和漢年号字抄に「平東宮切韻云、先仙韻云、曹憲云(下略)。」の文が有るので、唐韻を陽韻に合し仙韻を先韻に併せた分韻かと考えられるが、封演の聞見記巻二声韻篇に「隋陸法言与顔魏諸公定南北音、撰為切韻、凡一万二千一百五十八字、以為文楷式、而先仙刪山之類、分為別韻、属文之士、共苦其苛細、国初許敬宗等詳議、以其韻窄、挙合而用之、」とある如き韻の併合が菅原是善の頃行われていたのであろうか。

この問題と関連するのは、和漢年号字抄に於て標出字に朱筆で四声点を付し韻目を記してある事である。その韻目は竜封等の鍾韻の字に冬と記し治鏡等の之韻の字に脂と記し韻の併合が行われている。その状況を判明する部分について記すと、(年号に用いられた文字だけだから所属字の出て来ない韻目がある)

(東)(冬鍾)(支)(脂之)(微)(魚)(虞)(斉)(灰咍)
(真諄)(文)(元)(寒)(先仙)(蕭宵)(歌)(麻)(陽唐)
(庚清)(青)(蒸登)(侵)(覃談)(塩)

となり、童蒙頌韻の、

東一、冬鍾二、江三、支四、脂之五、微六、魚七、虞模八、
斉九、佳皆十、灰咍十一、真臻十二、文殷十三、元魂痕十
四、寒十五、刪山十六、先仙一、蕭宵二、肴三、豪四、歌
五、麻六、覃談七、陽唐八、庚耕清九、青十、尤侯幽十一、
侵十二、塩添十三、蒸登十四、咸銜十五、厳凡十六。

の分韻と一致する。同じ分韻は二中歴や文鳳抄にも見えているが、これらは東宮切韻より出たのであろうか。それとも文鳳抄(註20)が菅原為長の著であり和漢年号字抄もその頃の著らしいから、年号字抄の朱筆はその著者又は写者の記入と考えるべきであろうか。特に四声点は殆どすべての字に付いているのに韻目は平声字にしか記されていない点疑が持たれる。

とにかくこれだけの材料では東宮切韻の分韻については疑を存しておく外ない。

註19　天仁二年(一一〇九)三善為康著。群書類従第六輯所収古写一本及び靈雲院本に従う。参看、有坂秀世、「国語音韻史の研究。」

註20　嘉禎元年(一二三五)以前成立。参看、山岸徳平「文鳳抄及び青華抄附一歩抄」(漢学会雑誌第八巻第二号昭和15年7月)

十一、後出の同系統の字書

後出の同系統の字書として小切韻・四声小切韻・季綱切韻・孝韻の名が知られているが、未だ材料が不足なので、多く推量と疑問の形となる。大方の御示教を請う。

小切韻は(註21)倶舎論音義に八十九条の引用がある。一例を挙げると、

去
封、音フウ訓サカヒ符容反、国也、小切韻云、聚土為壇、又建諸侯、以分境界、又云、封記也、(下略)

これを和漢年号字抄に比較すると、

封、東宮切韻云、陸法言府容反、曹憲云、建諸侯以分境界曰封、郭知玄云、（中略）薛悌云、聚土為（五字虫損）界云（下略）。

封、東宮切韻云、郭知玄云、封記也釈氏曰（下略）。

とあり、小切韻は東宮切韻より切韻撰者の名を省き注文も簡略にして作ったものであろう。又

謝、音シャ訓ユク辞夜反、小切十云、以言相敬、又去也（下略）。

の十が小切韻第十巻の略記ならば少くとも十巻は有ったか。去声が第十巻にあるのは普通でないから、この謝字が詞字というような項目に入っている意義分類の書か。童蒙頌韻の序に、

右親衛藤員外次将相顧曰、予所翫者鳴絃也、既得知声、如願者言詩也、未能諧韻、汝堪小切之文、宜作大都之頌、（中略）僕再三固辞、一二不許、遂課短毫忽成狂簡、（下略）。

とある小切も小切韻の意らしいがこれは意義分類とは考え難い。前章で述べた和漢年号字抄と童蒙頌韻の分韻の一致することは、前者は直接東宮切韻のそれを承け、後者は小切韻を通して間接にそれを承けているのであろうか。高山寺聖教目録に見える四声小切韻一巻はその名から韻分類と察せられるが一巻とは東宮切韻の流としても甚だ簡である。図書寮本類聚名義抄に引かれている三十一条の小切韻はすべて片仮名和訓である。以上四種の書に見える小切韻の関係はどうであろうか。

季綱切韻は図書寮本類聚名義抄に百五十条に引かれている。

常、季云、音裳（下略）。

維、季云、音惟、選師説加多牟、（下略）。

の如く殆ど直音と真仮名の和訓であって漢文の訓義少く東宮切韻との関係は不明である。特に今挙げた常字は和漢年号字抄所引東宮切韻を始め現存切韻にすべて時羊反とある事に注目すべきである。則ち字音を反切で記している小切韻と異り、これは同音の直音を以て示す方針であって反切を記しているのは例外の場合である。又和訓の出典に詩経遊仙窟後漢書等もあるが文選師説を多く用いるのが一つの特徴である。川瀬博士（註1）が季綱切韻の類かと推定されている新発見の書はこの季綱切類と同じ性質のものであろうか又は小切韻の類であろうか、反切と和訓の部分を知りたいものだが、「古辞書の研究」の出版を待つとしよう。

孝韻は本朝書籍目録に孝範撰とあるが未だその逸文を知らない。

要するに東宮切韻の中で最も不必要な切韻撰者の名が先ず小切韻に於て省かれ、次に季綱切韻に於て日本人に不適当な反切が直音に改められ最も必要である和訓が加えられた事が判明した。そしてこれは最も自然な趨勢である。従って分類も東宮切韻の韻分類から意義分類に移っている事が推察される。藤原季綱（註22）（康和四年一一〇二以前没）より一世紀余下る藤原孝範（天福元年一二三三没）の孝韻は更にこれらの傾向を進めたものであろう。

註21　参看、吉田金彦氏「倶舎論音義について」（国語国文23巻6号昭和29年6月）

註22　和田英松博士「本朝書籍目録考証」（三五九頁）に従う。

十二、結　語

以上の論究により東宮切韻の内容が判明し現存の切韻や原本玉篇をこの逸文により考訂し得る事も判ったのであるが、それらの

波及してゆく問題は東宮切韻以外の逸文をも用いて論ずべきであるので、今回は直接的な事項に限る事とした。筆をおくに当り終始御教導を仰いでいる小川環樹博士を始め多数の方々のお蔭を以て本稿をなし得た事を痛感し、今後も大方の御援助をお願いする。なおこの研究には昭和二十九年度科学研究助成補助金を文部省より交付された事を規程により付記する。

（一九五四・一・三一初稿、一九五五・十・二訂補）

〔追記〕原稿を編集部へ送って以後の所見を簡単に補っておく。神宮文庫本大永改元次第と殆ど同内容が、書陵部蔵庭田本改元部類記二十冊の第十八冊に見え、この方が善本である事を知ったが逸文については異同が無い。川瀬博士の「古辞書の研究」によれば、博士が季綱切韻かと推定している古鈔本に東宮切韻の逸文が四条見える。なおこの古鈔本と、本文中に述べた書陵部本類聚名義抄所引の季綱切韻とを比較するに、その音注の形式が一致しないので、博士の季綱切韻かという推定には従い難い。又博士は東宮切韻が韻分類の上に意義分類を加えたものと推定されている点も、既に述べた「編御記」の記載によって賛成し難い。たゞこの古鈔本の韻目が本文中に述べた童蒙頌韻のそれと一致する事は注目すべきで、その中国音韻史上の意義については別の機会に説く事とする。次にその後神宮文庫本五行大義について中村璋八氏の「神宮文庫本五行大義背記に引用する東宮切韻の佚文について」（東洋学研究復刊第一号、昭和三十年十月）、小切韻等について吉田金彦氏の「図書寮本類聚名義抄出典攷下ノ一」（訓点語と訓点資料第五輯）を見たが、自分の所説に変更を加える点は無い。最後に、本文中に論証に用いた敦煌本王仁煦切韻は敦煌掇瑣と十韻彙編によったのであるが、最近入手した姜亮夫の「瀛涯敦煌韻輯」四巻（一九五五年十月上海出版公司出版）所収によって更に対校した。又吉田金彦氏より「太子伝玉林抄」「聖徳太子平氏伝雑勘文」に東宮切韻の佚文の見える事を教えられた。後者は真興の「大般若音訓」と「五行大義背記」とより孫引したものが多い。（一九五六・一・八）

——兵庫県立神戸高教諭——